

1. 計画策定の目的

- 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心を確保するため。
- 国の技術的助言により、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため。

2. これまでの計画

(1) 計画の変遷

- 群馬県建築行政マネジメント計画(2011-2015) 平成23年3月策定
- 群馬県建築行政マネジメント計画(2011-2017) 平成27年度変更※2年延長
- 群馬県建築行政マネジメント計画(2018-2022) 平成30年3月策定
- 群馬県建築行政マネジメント計画(2023-2027) 令和5年2月策定

(2) 計画の振り返り

- 「計画において目指す方針」「目標」は、継続性を重視する。
- 「施策」は、継続性を確保しつつ、目標や社会情勢を見極めて設定する。

3. 新計画の基本情報

(1) 基本方針

○建築物等の安全性を確保することにより、安心して生活・利用できる環境をつくる。

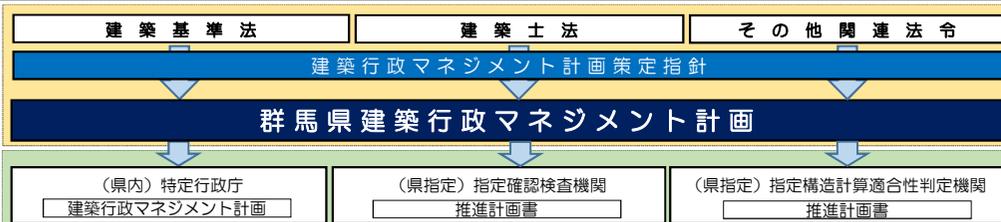
(2) 策定主体

○都道府県及び特定行政庁の立場から本県が策定する。

(3) 計画期間及び対象範囲

○計画期間は、2023(令和5)～2027(令和9)年度の5年間。
○対象は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等とする。

(4) 位置付け



(5) 実効性の確保

- 策定にあたっては、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、消防等の関係機関、建築関係団体等と連携して策定する。
- 目標の達成状況について、事後検証を行う。
- 必要に応じて、計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図る。
- 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対し、この計画を踏まえた推進計画書の策定を要請する。

4. 計画の概要

(1) 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

- ①効率的で迅速かつ的確な建築確認審査の実効性の確保
 - ・適確な審査の徹底
 - ・構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について35日間以内を目指す
[令和4年度実績:10日]
- ②中間検査・完了検査の徹底
 - ・完了検査率の向上(95%以上)
[令和4年度実績:95%]
- ③工事監理業務の適正化とその徹底
 - ・確認済証交付物件に対する工事監理者選定の徹底
- ④仮使用認定制度の適確な運用
 - ・仮使用認定適用現場における安全確保の徹底
- ⑤建築確認申請等の電子化の推進
 - ・建築確認の電子申請等へ向けた体制整備
- ⑥用途変更の適確な運用
 - ・用途変更時の法令遵守の徹底
 - ・適確な審査の徹底

(2) 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

- ①指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底
 - ・指定確認検査機関に対する処分事案の一掃
 - ・指定構造計算適合性判定機関に対する処分事案の一掃
- ②建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底
 - ・二級・木造建築士に対する処分事案の一掃
 - ・建築士事務所に対する処分事案の一掃

(3) 違反建築物指導等の徹底

- ①違反建築物指導の徹底
 - ・違反覚知建築物に対する指導の徹底
- ②違法設置昇降機の安全対策の徹底
 - ・違法設置昇降機の使用停止等の徹底

※丸数字は事項、点は目標

(4) 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

- ①定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保
 - ・定期報告率の向上(建築物 60%)
[平成30年度～令和4年度実績:63%]
 - ・定期報告率の向上(防火設備 75%)
[令和4年度実績:69%]
 - ・定期報告率の向上(昇降機 100%)
[令和4年度実績:98%]
 - ・定期報告率の向上(遊戯施設 100%)
[令和4年度実績:92%]
- ②建築物に係るアスベスト等の対策の推進
 - ・アスベスト対策等の推進
- ③既存建築ストックの安全性の向上と有効活用
 - ・定期報告による検査結果が基準に適合していない場合の指導の徹底

(5) 事故・災害時の対応

- ①事故対応
 - ・事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための体制の確保
- ②災害対応
 - ・被災建築物応急危険度判定士の確保(2000名)
[令和4年度末時点:2118名]

(6) 消費者への対応

- ・安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底に関する仕組みの構築

(7) 業務執行体制の整備

- ①内部組織の執行体制
 - ・円滑な建築確認審査に必要な執行体制の確保
- ②関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化
 - ・関係機関・関係団体との連携に係る執行体制の確保
- ③データベースの整備・活用
 - ・電子台帳等への移行の推進